

目 次

- 平成 21 年度変更事業計画及び予算について 1
- 平成 22 年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる
平均給料額について 1

公告第 2 号

平成 21 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 21 年度変更事業計画及び予算については、平成 22 年 2 月 22 日招集の第 139 回組合会において議決されたので公告する。

平成 22 年 2 月 23 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 中 沢 一

公告第 3 号

平成 22 年度における任意継続掛金の標準となる額の
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成 22 年度における地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 48 条第 3 項第 2 号の規定による額は、324,000 円である。

平成 22 年 2 月 23 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 中 沢 一